



## 医療費助成の更新

●ひとり親家庭医療費（申請での更新）  
●重度心身障がい者医療費（自動更新）

現在の受給者証の有効期限は6月30日（木）です。次の要領で、受給者証の更新を行います。

### 【ひとり親家庭医療費助成】

更新には手続きが必要です。5月中旬に郵送した案内文書を確認し、忘れずに手続きをしてください。前年の所得に対して所得税が課税されている場合は、7月1日以降の受給資格が認められない場合がありますのでご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、同封している返信用封筒

を使って郵送で手続きをお願いします。

●子育て・健康課児童福祉係

☎ 985-4114

### 【重度心身障がい者医療費助成】

更新の手続きは必要ありません。新しい受給者証を6月中旬ごろに送付します。6月末までに届かない場合は、お問い合わせください。

●福祉課障がい福祉係

☎ 985-4112

## 固定資産の現地調査にご協力を

町は、固定資産税の適正な課税を行うことを目的に、現地調査を行っています。現地調査とは、町内の土地の状況（田、畑、宅地、雑種地など）や家屋の状況（新築、増築、取り壊しなど）を調査することです。調査を行う町の職員が、使用状況などを質問することもあります。

ご協力を  
お願いします



● 次のような変更があればご連絡を

- ① 土地の使用状況を変更した場合
- ② 家屋を新築・増築・取り壊した場合（年内に松山地方事務局で登記を行う場合は必要ありません）
- ③ 家屋の用途を変更した場合（店舗から住宅に変更した場合など）
- ④ 災害などの理由で家屋が滅失・破損した場合

● 税務課資産税係

☎ 985-4111

## 松前の防災力

危機管理課危機管理係  
☎ 989-5103  
FAX 985-4148

防災行政無線の内容を手軽に確認  
メールやアプリを登録しよう

松前町公式防災  
フェイスブックページ



### ▶メール配信の登録方法

- ① 右のQRコードを読み込んで、「サービス始めてみる」をクリックし、空メールを送信
- ② 返信メールを開封し、URLをクリック
- ③ 「購読記事の追加」の「全て選択」にチェックをし、「次へ」を選択
- ④ 「広域地域から選ぶ」を選択し、「松前町」をチェック後、「次へ」を選択
- ⑤ 「全て登録」を選択し、完了



### ▶アプリ「防災情報全国避難所ガイド」の設定方法

- ① スマートフォンにアプリをインストール

● App Store



● Google Play



- ② アプリを起動し、「設定」から「地域防災情報」を選択
- ③ 右上の「+」ボタンから、「愛媛県」→「伊予郡松前町」→「全地区」を選択し、完了

### プラス4000円の付加年金制度 国民年金を増やしませんか

農業や自営業などの国民年金第1号被保険者と65歳未満の任意加入保険料は、月額1万6590円の保険料に4000円の付加保険料を追加して納付すると、将来受取る年金額を増やすことができます。



▼**受給額(年額)**  
2000円×付加保険料を納付した月数分が毎年上乘せされます。

▼**2年以上でお得**  
付加年金制度は、2年以上受給すると支払った額以上の付加年金が受給できてお得です。ただし、国民年金基金加入者や会社員の妻などの第3号被保険者は納付することができません。  
▼**申し込み方法**  
年金手帳(または納付書)かマイナンバーがわかるものを持参して手続きをしてください。  
▼**申込先・問い合わせ**  
町民課住民係  
☎985-4106  
松山西年金事務所国民年金課  
☎925-5105

### ラジオで町の情報を発信

エフナン南海放送ラジオでは、6月30日(木)を「松前まさき! エフナン まるごと 松前DAY」として、7時15分開始の「モーニングデイトライト」から16時30分開始の「ニュースな時間」まで、町の情報が随時放送されます。町のおすすめスポット、頑張っ

ている人など、松前町の「今」が紹介されます。ぜひ、お聴きください。  
☎985-4132



### 納め方を確認しましょう 町民税の納税方法をお知らせします

▼**特別徴収(給与からの天引き)**  
事業主が従業員の町民税を毎月の給与から天引きして納めます。  
【対象者】前年中と令和4年4月1日に給与の支払いを受けた人  
【税額】給与支払者を通じ、特別徴収税額通知書で5月にお知らせ  
▼**特別徴収(年金からの天引き)**  
公的年金支払者が受給者の町民税を年金から天引きして納めます。  
【対象者】前年中と4年4月1日に公的年金などの支払いを受けた65歳

以上の人(昭和31年4月3日~32年4月2日生まれの方は10月支払分から天引き)  
【税額】納税通知書で6月にお知らせ  
▼**普通徴収(納付書または口座振替)**  
特別徴収以外の人が、町から送付する納付書か口座振替により年4回で納めます。  
【税額】納税通知書で6月にお知らせ  
※収入の種類により、複数の納税方法が併用されます。  
☎985-4110

### 有料広告を募集します

刊行物や町有施設などに次のとおり広告枠を設けています。掲載を希望する場合は、町ホームページ(次のQRコード)を確認して、申し込んでください。



▼**広告媒体**  
①広報まさき②町ホームページ③公用車④窓口カウンター⑤庁舎のエレベーター⑥北伊予駅自由通

路のエレベーター⑦給与支給明細書⑧成人式プログラム⑨冊子「新成人に贈る言葉」



☎985-4103

### 児童手当を受給している皆さんへ 現況の確認にご協力を

国の制度改正で、令和4年度から「児童手当現況届」が原則不要になりました。ただし、公簿等で必要な情報が確認できない次の人は、引き続き現況届の提出が必要です。  
①里親などの施設等受給者  
②児童と同居していない人(別居監護)  
③配偶者と離婚協議中で、児童と同居しているために受給者として認定を受けた人  
④無戸籍の児童を養育している人  
⑤町が現況届の提出が必要と判断した人  
提出が必要な人には、6月支給の児童手当振込通知と一緒に案内文書

を郵送します。同封している返信用封筒を使って手続きをお願いします。※提出しないと6月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。  
●**次のような変更があれば届け出を**  
①町外に住民票がある児童や配偶者の住所・氏名に変更があった場合  
②受給者が結婚または離婚をした場合  
③離婚協議中に受給者の認定を受け、その後離婚が成立した場合  
④受給者の健康保険証が変わった場合(被用者・非被用者の区分が変わった場合)  
☎985-4114

### 第72回 社会を明るくする運動松前町大会

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする全国的な運動です。  
▼**日時**  
7月6日(水) 13時30分~

▼**場所**  
文化センター 広域学習ホール  
※記念講演の講師や内容等については、決まり次第町ホームページでお知らせします。  
☎985-4155

### 6月1日~7日は水道週間 大切な水と一緒に暮らす日々

水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方無駄がないか見直してみましよう。



▼**水を大切に**  
【歯磨き】  
水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルで済みます。  
【お風呂】  
シャワーを1分間出しっぱなしにすると、10~12リットルの水を使います。小まめに止めるなど、無駄遣いしないようにしましょう。  
【洗濯】  
お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、まき水にも利用できます。

▼**漏水していませんか**  
使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。  
①家の蛇口を全部閉める。  
②水道メーターのパイロット(銀色の丸いもの)が回っていないか確認。パイロットが少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。



パイロット

【洗車】  
ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルで済みます。



※ 宅内の漏水修理は個人負担となりますので、町指定給水装置工事事業者か修理センター(☎984-6569)へ直接依頼してください。その他、不明な点は左記にお問い合わせください。  
☎985-4126